

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正(案)～風俗営業等の規制の在り方～について」のパブリックコメントの募集結果について

平成27年11月20日(金)から平成27年12月19日(土)までの間に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正についてパブリックコメント制度によりご意見を募集したところ、5人の方から5件のご意見をいただきました。

ご意見の概要と県公安委員会の考え方は次のとおりです。

番号	いただいたご意見の概要	ご意見に対する県公安委員会の考え方
1	<p>ゲームセンターにおける年少者の立入りの制限では、「午後6時から午後8時までの時間において16歳未満の者を客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めること。」となっていますが、保護者が同伴する場合の基準については、もう少し緩和してもいいと思います。</p> <p>午後8時までだと、夕食後にはゲームセンターに立ち寄ることができません。</p> <p>遅い時間まで子どもを外で連れ回すのは基本的に反対ですが、家族の交流としてゲームセンターに立ち寄ることについて、一律に条例で厳しく規制しなくてもいいと思います。</p>	<p>風営法の規定では、午後10時から翌日の日出時までの時間は18歳未満の者をゲームセンターへ立ち入らせてはならないと規定されております。また、現在の条例では、16歳未満の者は、午後6時から午後10時までの時間は、保護者同伴の有無に関係なくゲームセンターに客として立ち入らせてはならないこととされており、立入制限に関し、非常に厳しい規制が設けられているところであります。</p> <p>そこで、この度の風営法の一部改正により、「午後10時前のゲームセンターへの18歳未満の者の立ち入らせについて、条例により、保護者同伴を求めること等の制限を定めることができることとする」という規定の見直しをなされたことを受け、保護者同伴の場合、年少者がゲームセンターをたまり場として非行集団を形成するおそれが低いと考えられることや、業界の要望、アンケートの実施結果等を踏まえ、午後6時から午後8時までの時間において16歳未満の者をゲームセンターに客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めることとしたものであります。</p>
2	<p>特別な地域として、徳島市の秋田町や栄町などが指定されていますが、徳島市以外の地域でも風俗営業の店が密集ではありませんが集まっている場所があります。不公平感があります。地域を限定するのではなく、年末年始とお盆の時期だけなら、どの地域でもいいのではないのでしょうか。</p>	<p>特別な事情のある地域にあつては、一定の範囲内に風俗営業所等が多数の割合で設置されている地域を指定することと風営法施行令で定められていることから、現在、秋田町、栄町等で形成されている歓楽街の地域を指定しているところであります。</p> <p>特定遊興飲食店営業の営業所の設置が許容される地域にあつても、風営法施行令により「特別な事情のある地域」と同様の規定が設けられていることから、「特別な事情のある地域として指定している歓楽街」と同じ地域を指定しております。</p> <p>一方で、他の地域にあつては、当該歓楽街のように「一定の範囲内に風俗営業所等が密集した地域」が無いことから、特定遊興飲食店営業の営業所の設置が許容される地域を指定しなかったものであります。</p>
3	<p>ゲームセンターへの年少者の立入りについてですが、保護者が同伴の場合は、午後8時まで立入り可能になるようですが、疑問です。</p> <p>店舗側が保護者が同伴しているかどうか確認するのでしょうか。例え、大人と一緒にいても保護者かどうかまで確認するのでしょうか。</p> <p>曖昧な基準で認めるよりも、これまでのように午後6時以降立入り禁止でいいと思います。</p>	<p>店舗側が保護者の確認を怠った場合には、以後の営業において、年少者に同伴する者が保護者に当たるか否かを確認するよう指示処分を行うことも可能であるため、規制の実効性はあるものと考えております。</p> <p>店舗側に対しては、年少者及び保護者の確認を適切に行い、違法に年少者を立ち入らせることがないよう、指導の徹底に努めてまいります。</p>
4	<p>条例改正の概要の「ゲームセンターにおける年少者の立入りの制限」は、次のとおりでしたが、午後10時以降については規定されていないようですが、規定漏れではないのでしょうか。</p> <p>あと1点質問ですが、ここでいうゲームセンターとは、ショッピングセンター内に併設しているもの等も含まれるのでしょうか。</p> <p>〔ゲームセンターにおける年少者の立入り制限〕 ○午後6時から午後8時までの時間において16歳未満の者を客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めること。 ○午後8時から午後10時までの時間において16歳未満の者を客として立ち入らせてはならないこと。</p>	<p>条例で立ち入らせが制限ができる時間は、午後10時前の時間が規定されており、午後10時から翌日の日出時までの時間は、風営法の規定により、18歳未満の者のゲームセンターへの客としての立ち入らせが禁止されております。</p> <p>また、ショッピングセンター内に併設しているゲームセンターについては、当該ショッピングセンターが風営法施行令第1条第2号に規定する大規模小売店舗(大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する一の建物であつて、その建物内の店舗面積(小売業の店舗の床面積)の合計が500㎡を超えるショッピングセンター)内に区画されたゲームセンター(当該ショッピングセンター内の小売業の顧客以外の者の利用に主として供されるものを除く。)であつて営業中に、そのゲームセンターの内部を外部から容易に見通すことができる場合は、風俗営業から除外されるため、ここでいうゲームセンターには該当しません。</p>
5	<p>法律の改正に伴っての条例の改正ですので、改正案に賛同します。法律や条例に違反する店の規制をしっかりと行ってください。</p>	<p>引き続き、風営法の目的を踏まえ、営業者等への適正営業の指導を徹底し、清浄な風俗環境の保持に努めてまいります。</p>